

事務連絡

令和2年5月12日

各区市福祉事務所
西多摩福祉事務所
各支庁

生活保護担当課 殿

東京都福祉保健局生活福祉部保護課

「新型コロナウイルス感染拡大に伴う住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業（TOKYOチャレンジネット）利用者の実施責任について」の解釈等について

日頃より、生活保護行政の適正な運営に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

「住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業（TOKYOチャレンジネット）」（以下「TOKYOチャレンジネット」という。）利用者の実施責任については、「新型コロナウイルス感染拡大に伴う住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業（TOKYOチャレンジネット）利用者の実施責任について」（令和2年4月7日付2福保生保第42号）（以下「本件通知」という。）でお知らせしたところです。

現在、TOKYOチャレンジネットの緊急一時宿泊場所（以下「TOKYOチャレンジネットホテル」という。）の利用者に係る保護の実施責任等についてお問い合わせが増えてきております。「本件通知」の解釈及びTOKYOチャレンジネットホテル利用者から生活保護の申請があった場合の取扱いにつきましては、下記のとおりとなりますので、御確認をお願いいたします。

御不明な点は、下記担当まで御連絡ください。

記

1 TOKYOチャレンジネットホテル利用中の実施責任について

「本件通知」1の「TOKYOチャレンジネットの相談段階で（以下略）」に示される「相談段階」とは、初回相談に限定するものではなく、TOKYOチャレンジネットによる一時利用住宅の利用が可能となるまでの間、緊急一時宿泊場所を利用している者からの相談も含まれます。

なお、「住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業（TOKYOチャレンジネット）利用者の保護の実施責任について」（平成25年1月16日付24福保生保第844号）の5に記載の「一時利用住宅」には、緊急一時宿泊場所は含まれませんので、念のため申し添えます。

2 TOKYOチャレンジネットホテルの利用期間について

(1) 緊急一時宿泊場所を確保している福祉事務所

TOKYOチャレンジネットホテルの利用は、原則として生活保護の申請があった前日までとなります。申請日からは保護施設や無料低額宿泊所(個室に限る。)等を活用し、それでも不足する場合には各福祉事務所宛てに確保を行った緊急一時宿泊場所を活用してください。

なお、申請日当日に新たな居所に移ることが困難な場合には、TOKYOチャレンジネットホテルの利用期間延長についてTOKYOチャレンジネットと調整してください。

(2) 緊急一時宿泊場所を確保していない福祉事務所

TOKYOチャレンジネットホテルの利用は原則として生活保護の申請があった前日までとなりますが、緊急事態宣言期間中の保護施設や無料低額宿泊所(個室に限る。)の空き室の状況を鑑み、TOKYOチャレンジネットに相談の上、必要最低限の期間TOKYOチャレンジネットホテルの利用を継続することができます。

該当の利用者については、「一時的な居所の確保が緊急的に必要な場合の宿泊料に係る住宅扶助基準の厚生労働省協議の方法について」(令和2年4月28日付東京都福祉保健局生活福祉部保護課長事務連絡)で周知した住宅扶助基準の厚生労働省協議の活用を図る等して、速やかに適切な居所への移行を図ってください。

3 保護の要否判定及び程度の決定について

「緊急一時宿泊場所の利用に関するQ&Aの発出について(その3)」(令和2年4月13日付東京都福祉保健局生活福祉部保護課長事務連絡)Q11及びQ12と同様の取扱いとなります。

4 その他

福祉事務所における申請の過程でTOKYOチャレンジネットホテルを利用していることが判明した場合には、TOKYOチャレンジネットに情報提供願います。

なお、TOKYOチャレンジネットホテルの利用を理由として、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われることもないよう、適切な対応をお願い申し上げます。

(担当)

東京都福祉保健局生活福祉部保護課保護担当

山口・守屋

電話03-5320-4064